

2014年3月19日

ニフティ労働組合
執行委員長 池田 大 殿

ニフティ株式会社
代表取締役社長 三竹 兼司



回 答 書

2014年2月20日付「ニフティ労働組合第27号」の要求書に対し、次のとおり回答します。

1. 賃 金

(1) 個別賃金（組合モデルによる）

現行制度に基づく「一般クラス35ポイント」（30歳相当）の水準は次のとおりとする。

312,000円（増加額 2,000円）

(2) 年齢別最低賃金

最低賃金 156,500円（18歳見合いの基準額 昨年度実績 155,000円）

(3) 実施期日

2014年3月21日付をもって行う。

2. 賞 与

(1) 支給額

2014年度賞与については、4.6ヶ月（組合員一人当たり平均1,453,522円）とする。

(2) 最低保障

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(3) 支給日

夏季賞与 2014年 6月19日（木）

年末賞与 2014年12月10日（水）

(4) 回答の背景

2013年度連結業績は、現時点において売上高は前年度79,395百万円に対して減収、営業利益は前年度5,593百万円に対して減益となる見込みであり、減益となるのは6年ぶりのことである。

継続的なコストダウンや新規サービスの展開など組合員の努力に因るものもある中、減収減益という会社業績に鑑み、賞与額については月数を4.6ヶ月（組合員一人当たり平均1,453,522円）とする。

各事業の連携によるシナジーを最大限に生みだし、さらなる利益拡大を図り、当社の発展のために労使一体となって取り組んでいきたい。

3. 退職金

退職金支給モデルについて引き続き協議し、確認する。

4. 労働協約

非正規労働者の状況については、労使協議会にて確認する。

5. 夜間監視コール

休日・夜間の監視室から架電と入電への対応および運用状況の実態把握に努め、問題点がある場合は、2015年3月末までにその改善を図り、必要に応じて労使協議会にて確認する。

6. 評価制度

一般社員評価・報酬制度について引き続き運用改善に努め、必要に応じて労使協議会にて確認する。

以上